

滋賀県議会だより



No.80

編集・発行／滋賀県議会

11月定例会議の概要

滋賀県議会は、11月定例会議を11月27日から12月21日までの25日間の日程で開きました。

11月定例会議では、「滋賀県スポーツ推進条例案」をはじめとする議員提出議案9件と、「平成27年度滋賀県一般会計補正予算(第3号)」をはじめとする知事提出議案41件が上程されました。これらを審議した結果、意見書案1件を否決したほかは、いずれも原案のとおり可決または同意しました。

また、9月定例会議において継続審議とされていた「平成26年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて」ほか3件を認定しました。

各委員会では、付託された各議案、請願その他所管事項について審査および調査を行いました。

●滋賀県スポーツ推進条例案を可決

スポーツ振興特別委員会において検討を進めてきた滋賀県スポーツ推進条例案が提出され、全会一致で可決しました。

この条例は、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健康の保持増進を通じて健康寿命の延伸を図り、豊かで潤いのある県民生活の形成および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とするものです。

条例の概要については、裏面に記載しています。

●決算の認定に対する附帯決議案を可決

「平成26年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて」に対し、来年度以降の事業執行に当たり、当該県営住宅の用地の賃貸借契約に係る借地料については、債務負担行為として定めること、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約として締結した契約であって長期にわたり多額の支出を必要とするものについて、速やかに議会に報告することを求める附帯決議案を決算特別委員会で可決した旨、本会議で委員長から報告されました。



障害者施策

問 本県では、昨年、全ての人が生き生きと活躍し、

居場所と出番を実感できる共生社会を目指して、滋賀県障害者プランを策定しています。

この中では、みんなできっしよに働き、みんなとまちで生きるという基本理念の下、その人らしく、いつでも、だれでも、どこでも、みんなを取り組むという5つの視点から、地域とともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現という基本目標を掲げています。

そこで、6年間の初年度における、基本目標の達成に向けての現在の課題認識と今後の方向性について伺います。

答 発達障害や難病をはじめとする制度の谷間、空白の解消や、医療的ケアが必要な障害のある人への支援をはじめとする本人のニーズに合った支援の提供など、それぞれの方が望む暮らしを実現できる社会へは、多くの課題が残されています。

プランでは、発達障害のある人への支援の充実、障害のある人の就労支援の促進、重度心身障害や行動障害など本人のニーズに合った専門的な支援の充実を含む8つの重点

施策に、今年度から3年間で集中的に取り組むこととしています。

今後の方向性については、障害のある人が暮らしやすい社会は、全ての人のにとって優しい社会になると考え、全ての人が生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現に向けた施策を着実に進めていきます。

TPP

問 TPPについて、今回の大筋合意や政府が示した大綱を踏まえ、農業への影響の把握や分析に取り組み、対応策を講じなければなりません。

TPP締結により安価な外国産米が輸入され、国産米の価格が下落しても、品質の良い滋賀の環境こだわり米、とりわけ独自の品種として生み出された「みずかがみ」などの高付加価値化やブランド化を進め、影響を最小限に抑えることも可能だと考えます。

こうした状況も踏まえ、どのように具体的に取り組むのか、考え方を伺います。

答 TPPの影響について、米では約18億円、牛肉では約9億円の生産額が減少し、影響が大きい6つの品目で約40億円が減少すると試算して

います。具体的な取組として、米では「みずかがみ」の特Aを取得し、県内外の需要を切り拓く特色ある米づくりを推進します。

近江牛ではブランド力強化と生産基盤拡大による増頭対策、インバウンドなど消費拡大対策を実施します。

その他の品目も、生産が持続的に発展していくための守りの支援策と経営体質強化のための攻めの支援策に取り組みます。

これらの取組の実施に当たり、国の施策を分析し、十分活用するとともに、国の動きを注視し、市町や関係団体、生産者等現場の声を聴きながら基本計画に基づき、着実に実施します。

産業振興

問 本県では、平成25年4月に滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例が施行されました。県内の事業所の99・8%が中小企業であり、中小企業の果たす役割を明らかにすることは、中小企業が社会の主役であることを広める上でも不可欠であり、施策を構築する上でも重要です。中小企業の社会的役割や存在価値を正しく伝えるとともに、人材の確保を促進する取組の必要性について、考え方を伺います。

答 中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、雇用や地域

づくりの面で重要な役割を果たしており、そうした役割を周知するため、10月を「滋賀の『ちいさな企業』応援月間」と設定して取り組んでいます。今年度は、「滋賀の『ちいさな企業』魅力発信事業」を創設し、地域に根付いた事業展開などの魅力を広く発信しています。

人材確保の取組については、県と労働局との合同企業説明会の開催をはじめ、県内企業へ就職を希望する若年求職者を育成し、企業等とのマッチングにより就職につなげる「滋賀の『三方よし』若者未来塾事業」や、卒業予定者向けの県内企業情報サイト「WORKしが」により、中小企業の魅力を発信する取組などを通じて、人材確保を支援しています。

教育問題

問 学校の教育力の向上には、政策、人事、資金、応援が必要です。そして、全ての学校に愛情を注ぎ、チャンスを与えることが必要です。今後、県下の高校の自主性を尊重しつつ、どのような教育力の向上を図る支援策を講じようとしているのか、また、地域を巻き込むものとして、のか、考え方を伺います。

答 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくりを進めていくため、地域の特性を活かし、期待に応える魅力と活力ある学校づくりを進めていくことが必要です。

中でも高校は、地域の教育に極めて大切な存在であり、地域とのつながりを意識した教育が進むことを望んでいます。

子どもたちが地域で学び、ゆくゆくは地域に帰って頑張ろう、貢献しようと思ってくれる教育が進むことも重要です。

その支援として、地域の実情を踏まえた有効な施策を組み立て、それを支える人材を配置することなどに取り組み、地域に支えられる魅力ある高校づくりを進めていきます。

地方創生

問 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略における柱の1つは地域における仕事の創生であり、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の維持発展が不可欠です。

地方創生に向けた取組は、継続的かつ効果的に展開することが重要であり、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して実施している観光事業や中小企業振興対策、とりわけ地方創生先行型で実施された事業の成果を今後の施策へどのように活かしていくのか、考え方を伺います。

答 中小企業・小規模事業者の活性化に向けたビジネスプラン・コンテスト等の事業については、創業・第二創業への支援や成長産業の発掘・育成につなげ、実効性を高めていきます。

観光施策では、観光地「滋賀」の認知度向上のための情報発信事業により、首都圏等で一定の認知度向上ができました。今後は、本県の多彩な観光の魅力を継続的に発信していきます。

国際観光でも、観光誘客と県産食品等の販路拡大を目的とした海外でのプロモーションを実施し、体験観光や環境にこだわった県産食材等をセールスし、高い関心をいただきました。引き続き、観光誘客や食の販路拡大につなげていきます。

これらの成果を活かし、総合戦略の施策の推進により交流人口を増加させ、活力ある地域社会の実現を目指していきます。

文化・スポーツ振興

問 障害のあるアーティストの活動を支援する「アソリミテッド」がロンドン五輪の文化プログラムの1つとして大成功し、障害のあるアーティストの創造性あふれる活動を支援する動きが広がっており、アール・ブリュットなどが表に飛び出す機会になると期待しています。

アール・ブリュットについて、滋賀を国の拠点とする取組や県民の意識醸成が不可欠ですが、考え方を伺います。

答 東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムは、滋賀のアール・ブリュットの魅力を国内外に向けて発信する絶好の機会です。

アール・ブリュットの発信拠点として新生美術館の整備を進めており、優れた作品にいつでも出会える場としていきます。

また、市町や民間施設にも作品を展示し、民間施設が主体的に行う魅力発信の取組を支援しており、県民の意識醸成を図っていきます。

文化プログラムに位置付けられるよう、国内外に向けた取組を推進し、滋賀がこれからもアール・ブリュットの先頭に立ち、中心になり、拠点となることを目指します。

新生美術館

問 新生美術館の使命を果たし、最小限の投資で最大限の効果を上げようとするために、また後世に中途半端な物をつくつたと言われないためにも、新生美術館の整備の先送りも含め、事業内容を見直すことも検討すべきではないかと考えますが、考え方を伺います。

答 新生美術館は、滋賀の美の魅力や価値を滋賀県から国内、世界に向けて発信する拠点となるものであり、新たな創造と出会いの場をつくり、将来に確実に滋賀の美を引き継いでいくという、未来に向けた豊かさを追求する新しい挑戦的なプロジェクトであると位置付けています。

滋賀の持つ力を結集して、新生美術館の整備を推進していきたいと考えています。

議会からのお知らせ

●議員の辞職

薦田恵子議員(良知会)から辞職願が提出され、11月27日の本会議において辞職が許可されました。

●「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案要綱」に対する意見の募集

滋賀県議会文教・警察常任委員会では、「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の制定を目指しています。

この度、条例案要綱を取りまとめ、1月21日(木)まで、県民の皆様からの御意見を募集しています。詳しくは滋賀県議会ホームページを御覧いただくか、滋賀県議会事務局政策調査課までお問い合わせください。

●滋賀県議会ホームページ

議会ホームページでは、本会議や委員会の開催情報、議会の仕組み、議員の紹介、会議録など、県議会の最新の情報を随時掲載しています。

[滋賀県議会ホームページ](http://www.shigaken-gikai.jp/) <http://www.shigaken-gikai.jp/>



滋賀県スポーツ推進条例の概要について

条例では、基本理念のほか、県の責務や県民、事業者、スポーツ団体等の役割を定めています。

(県民の役割)

- スポーツに対する関心および理解を深めるとともに、日常生活においてスポーツに親しみ、またはスポーツを楽しむことにより、心身の健康の保持増進および体力の向上に努めること
- 子どもの保護者は、子どもが心身の健康の保持増進のためにスポーツ活動に参加できるように配慮するとともに、幼児期からの子どもの心身の健康の保持増進および体力の向上、地域におけるスポーツ活動への協力その他子どものスポーツ活動を推進するために必要な取組を行うよう努めること

また、県が取り組む施策を定めています。

(県が取り組む施策のうち主なもの)

- 生涯にわたるスポーツ活動の推進
- 県民の心身の健康の保持増進等
- 学校におけるスポーツ活動の推進
- 自然環境等を活用したスポーツ活動の推進
- スポーツの推進を通じた地域の活性化
- 競技水準の向上
- 県民参加の促進等
- 子どものスポーツ活動の推進
- 障害者のスポーツ活動の推進
- 人材の育成、資質の向上等
- 施設の整備等

11月定例会議で審議した主な議案

議案番号	件名	結果
(議員提出) 会第4号	滋賀県スポーツ推進条例案	可決
(知事提出) 議第126号～議第129号	平成26年度滋賀県一般会計および各特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて ほか3件	認定
議第149号	平成27年度滋賀県一般会計補正予算(第3号)	可決
議第150号～議第161号	滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例案 ほか11件	可決
議第162号～議第183号	契約の締結につき議決を求めることについて(琵琶湖流域下水道高島浄化センター水処理監視制御設備更新工事) ほか21件	可決
議第184号～議第189号	滋賀県副知事の選任につき同意を求めることについて ほか5件	同意

11月定例会議で審議した意見書

番 号	件名	結果
意見書第25号	関西広域連合による国に対する原子力防災対策に関する申入事項さえ実行されない中での高浜発電所3号機および4号機の再稼働を行わないことを求める意見書案	否決
意見書第26号	道路財源の確保を求める意見書案	可決
意見書第27号	介護報酬における地域区分の見直しを求める意見書案	可決
意見書第28号	地方大学の機能強化のための支援を求める意見書案	可決
意見書第29号	介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充強化、介護福祉士養成に係る離職者訓練制度の継続実施等を求める意見書案	可決
意見書第30号	ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)の保険適用および脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書案	可決
意見書第31号	教職員定数の改善、義務教育費国庫負担制度の堅持と更なる充実を求める意見書案	可決
意見書第32号	夜間中学の整備と拡充を求める意見書案	可決

11月定例会議で採択した請願

- 修学資金貸付制度の拡充・強化ならびに介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度の継続実施等を求める意見書の提出について

会派別議員数

(平成27年11月27日現在)

自由民主党滋賀県議会議員団	21人
チームしが 県議団	15人
日本共産党滋賀県議会議員団	3人
公明党滋賀県議団	2人
良知会	2人
定数44人	現員43人

傍聴の御案内

本会議や委員会はいつでも傍聴することができます。ただし、傍聴席には限りがありますので、団体が傍聴される場合は、あらかじめ御連絡ください。また、車椅子用の傍聴スペースは2席分あります。詳細についてはお問い合わせください。